

平成30年（ワ）第3194号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原告 植村和子，下澤悦夫，寺田誠知 外140名

被告 国

平成30年（ワ）第3796号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原告 秋田正美 外77名

被告 国

## 原告ら準備書面（9）

### （人格権の被侵害利益性と具体的被害）

2019年 月 日

名古屋地方裁判所民事第4部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 大 脇 雅 子

同 青 山 邦 夫

同 内 河 惠 一

同 松 本 篤 周

同 中 川 匡 亮

外35名

## 目次

第 1	はじめに .....	3
第 2	人格権が認められてきた沿革 .....	5
1	世界人権宣言など .....	5
2	第 2 次世界大戦以前 .....	6
3	第 2 次世界大戦後 .....	7
第 3	人格権に関する民法学者の学説 .....	9
1	第 2 次世界大戦前 .....	9
2	第 2 次世界大戦後（不法行為法での発展） .....	9
第 4	人格権に関する憲法学者の学説 .....	15
1	佐藤幸治 .....	15
2	高橋和之 .....	16
3	まとめ .....	17
第 5	人格権に関する判例の検討 .....	17
1	最高裁判所 .....	17
2	下級審 .....	32
第 6	原告の主張する人格権の内容 .....	44
1	原告の主張する人格権の概要 .....	44
2	生命権・身体権及び精神に関する利益としての人格権 .....	46
3	平穏生活権 .....	47

## 第1 はじめに

1 原告らは、新安保法制法制定行為等によって侵害された権利の一つとして、人格権を挙げ、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づき、その侵害に係る損害について被告・国により損害賠償がされるべきだと主張した。

これに対して、被告は、答弁書において、「原告らの主張する生命・身体の安全を含む『人格権』は国賠法上保護された権利ないし法的利益とは認められない。原告らがいう『人格権』の具体的な権利内容、成立要件、法的効果等について一義性に欠ける極めて曖昧なものであるから、そこに具体的権利性を認めることなど到底できないし、原告らが「人格権」の侵害として述べるところは、結局のところ「漠然とした不安感を抱いたという域を超えるものではないのであって、かかる程度の内容をもって具体的権利性が認められると解する余地などない。」と主張する。

被告は、さらに、原告らの主張は「平和的生存権」に係る原告らの主張と同旨のものにはほかならないが、「平和的生存権」に具体的権利性が認められないことと同様であると主張する。

2 原告らは、平和的生存権が国賠法上の保護を要求する具体的権利であることについては、既に準備書面（2）で詳述している。

本準備書面においては、原告らの主張する人格権が、学説及び判例によって国賠法により保護されるべき具体的権利・利益であること、したがって国の主張が明らかに間違っていることを論じる。

原告らの被害の実際については、既に準備書面（２）で具体的に述べているところであるが、本準備書面ではそれらの被害について、人格権の視点から改めて敷衍するものである。

- 3 今日においては、「『人格権』と呼ばれる権利が存在し、これが何らかの意味で法的に保護されることは、わが国の判例・学説で疑問の余地なく承認されていると言って良い。近時は、環境に関する権利・利益や情報・プライバシーに関する権利・利益などに関連して人格権に含まれる権利が新たに提唱されるなど、権利内容が多様化しており、その現代社会における重要性はさらに高まりつつある。」（米村滋人「人格権の権利構造と『一身専属性』（一）」法学協会雑誌 133 巻 9 号 1312 頁 2017 年 1 月・甲 B 第 8 号証の 1）。
- 4 後述の判例及び学説によっても、人格権の定義・説明として基本的には同じ趣旨のことが述べられている。

人格権の内容については、論者により広狭異なるものがあるが、ここでは、まず、比較的狭く解するという五十嵐清によれば「主として生命・身体・健康・自由・名誉・プライバシーなど人格的属性を対象とし、その自由な発展のために、第三者による侵害に対し保護されなければならない諸利益の総体」であるとされていることを指摘しておきたい」（五十嵐清「人格権法概説」10 頁 有斐閣 2003 年 12 月）。諸利益の総体ということは、包括的権利ということでもありと理解できる。なお、民法は、この種の人格権としては身体・自由・名誉だけを挙げている（民法 710 条）が、これは人格権の例示であることに異論はない。

- 5 さて、本件においての問題は、人格権の権利としての承認は当然

であるとしても、被告の主張を踏まえた場合、本件においての問題は、国賠法での保護の対象となる人格権とはどのようなものであるかということである。被告の主張は、人格権の存在そのものは認めるが、原告らのいう内容では、国賠法上の保護に値するものではないということであろう。以下では、原告らの主張する人格権としての権利・利益が、国賠法上の保護に値するものであるということを論証する。

次項以下において、人格権の認められてきた沿革、主要な学説・判例を概観したうえで、原告らの主張する人格権の内容を整理し、同主張の人格権としての権利・利益が、従前の判例及び学説で国賠法上の保護に値するものと認められているものであることを明らかにしたい。

## **第 2 人格権が認められてきた沿革**

学者らの研究によれば、人格権が認められていた沿革については以下のことが確認できる。

### **1 世界人権宣言など**

(1) 世界的には、個人の尊厳に基盤を置く人格権は、個人の自由・平等を宣言した 1776 年のアメリカの独立宣言や 1789 年のフランスの人権宣言に遡ると考えられるが、明確にされたのは、国連総会で採択された 1948 年の世界人権宣言であり、1966 年の国際人権規約及び 1989 年の子どもの権利条約などによると言える。

(2) 世界人権宣言 12 条では、「何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用

に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。」として、人格権の内容であるプライバシー、名誉、信用等が保護されることを明確にし、国際人権規約である自由権規約の17条では、「何人も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して、恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。」と規定したうえ、これについて法律の保護を受ける権利を規定している。

以下、世界の各国において人格権がどのように保障されるようになったかを概観する。

## 2 第2次世界大戦以前

(1) ヨーロッパでは、ドイツ、フランス、スイス民法典や学説・判例が人格権の侵害を不法行為として扱い、その発展に貢献した。

すなわち、ドイツでは、19世紀末に制定された民法典に、人格権の一般規定こそ設けられなかったが、氏名権が規定され、生命・身体・健康・自由や信用に対する侵害が不法行為となる旨規定され、学説では、広く一般的に人格権を認めるべきであると唱えられていた。

フランスでも、19世紀初めに制定された民法典には、人格権についての規定はおかれなかったが、判例により、各種の人格的利益が不法行為の被侵害利益として救済されてきたもので、これらの判例の積み重ねは、人格権法の発展に寄与したとされている。

20世紀初頭のスイス民法典においては、人格的諸関係に対する違法な侵害を禁止する規定を設け、場合により慰謝料を認めるものとしていた。これは、包括的人格権を認めたものと評価されている。

(2) 英米法諸国では同様のことは起きず、人格権という概念を持って法的保護を与えるということにはならなかったようである。しかし、人格権の内容に当たる名誉やプライバシー等は、個別に保護法益とされ、特に、アメリカでは、プライバシーを中心に人格権侵害に相当する事柄が私生活を保護するものとして論じられ、判例により保護されてきたようである。

(3) 日本では、民法典はドイツ民法に倣って、人格権の一般規定は設けなかったものの、財産権の他に身体・自由・名誉の侵害を不法行為の被侵害利益とした（民法710条）。しかし、学説上、後記のように人格権そのものは認められていた。

また、判例上も、人格的利益を個別に保護していた。例えば、現在では人格権侵害と認められている村八分（大阪高判平成25年8月29日判例時報2220号43頁等）について、「被上告人の社交上活動し得べき自由を妨げ、且つ被上告人を社交上より排斥してその社会より享くべき声価を受くること得ざるに至らしめた」ものとし、自由及び名誉を侵害するとして慰謝料を認めている（大判大正10年6月28日民録27輯1260頁）。

### 3 第2次世界大戦後

(1) 次に記載するように、第2次世界大戦以前に比して、多くの国で人格権侵害に法的保護が与えられるという進展が見られた。

(2) ドイツでは、民法典上は一般的人格権の規定は設けられないままであったが、学説・判例により、人間の尊厳と人格の自由な発展を保障したドイツ連邦共和国基本法1条・2条に基づき、一般的人

格権を権利として承認し、その侵害に対して慰謝料請求権を肯定するようになっている。

- (3) フランスでは、1970年に民法典を改正し、私生活の尊重を求める権利、すなわちプライバシー権を規定し、1994年には民法16条で「法律は、人の生命の開始より、人の優越を保証し、その尊厳性に対するあらゆる侵害を禁じ、人間存在の尊重を保障する」と宣言するなど、手厚く人格権を保護している。
- (4) スイスにおいては、既に述べたように一般的人格権を規定していたものであるが、1983年に保護の内容を拡充する改正をし、反論権についても規定を設けている。
- (5) アメリカでのプライバシー法もこの時期に大きく発展した。特に1960年代にコンピュータの発展により人権侵害が頻発するようになり、それにこたえるためにこの分野が発展したといわれ、「個人情報の自己コントロール権」、「自律的自己決定権」というように積極的に捉えられるようになっていとされている。
- (6) 日本でもマスメディアの発展と人権意識の高揚により、名誉棄損やプライバシー侵害の問題が人々の関心を引くようになり、さらに公害が認識されて環境権という言葉も生み出され、後述するように人格権に基づく差止請求や損害賠償請求が認められるなど、この分野の学説・判例の進展がもたらされた。現在では、ITの急激な進展により人格権侵害はより広く深刻な様相を呈していると言え、個人情報保護法が制定されるなどし、人格権保護についても、後記のように学説判例とも広範な発展を見せている。

### 第3 人格権に関する民法学者の学説

#### 1 第2次世界大戦前

大正期にドイツ法の影響のもとに人格権概念が受容されたが、一時（1930年代）不法行為法の「権利侵害」要件を「違法性」に置き換える見解が通説化したことに伴い、人格権概念の有用性に対し懐疑的な見方が強まった。しかし、その後、そのような議論は克服されて、今日に至っている。

#### 2 第2次世界大戦後（不法行為法での発展）

人格権はどのように論じられてきたかについて見ると、人格権そのものに関する研究は多くはないようであるが、人格権の効果として不法行為に基づく損害賠償が論じられる際に議論がされたようである。以下、主に、米村滋人「人格権の権利構造と「一身専属性」(一)」(法学協会雑誌133巻9号1311頁以下・甲B第8号証の1)による。

##### (1) 人格権に含まれる個別的権利を列挙するとどまるもの

ア 加藤一郎は、「人格権的なもの」として民法710条の身体・自由・名誉を例示として、貞操・氏名・肖像なども含めてよいとし、身体的側面と精神的側面とに別けて論じ、前者に身体的自由、生活妨害等を、後者に名誉、精神的自由などを挙げるが、人格権の概念内容等に関する記述はないようである（加藤一郎「不法行為（増補版）有斐閣1974年106頁以下）。

イ 澤井祐は、狭義の人格権侵害（絶対権タイプ）と人格権侵害（衡量タイプ）に含まれると思われる個別的権利・利益を不法行為の被侵害利に別けて論じ、後者に生活利益侵害等を掲げるが、人格権一

般についての論述はない（澤井裕「テキストブック事務管理・不当利得・不法行為（第三版）」有斐閣2001年140頁以下）。

## （２）包括的権利としての人格権を論じるもの

ア 四宮和夫は、人格権とは「人の人格的利益（身体・自由・名誉・貞操・氏名、肖像・プライバシー）を目的とする私権をいう」ものであり、「プライバシー権など新たな人格権の承認とともに、『個別的人格権』の源泉ともいえるべき『一般的人格権』の概念も認められるようになってきた。」と論じ、包括的権利としての人格権を肯定している（四宮和夫「民法総則（第4版）」弘文堂1986年24頁）

イ 田中実・安永正明は、「人格権は、生命・身体・自由・名誉（710条）のような、人格と切り離すことのできない個性的なものを内容とする権利である。すなわち、生命の安全とか、身体の完全性とか、自由な意欲や行動とか、人間としての尊厳とかを内容とし、これらを侵されないで人間らしい生活が営まれることからくる各種の利益を享受すべき権利を総称して、一般に人格権とよぶ。」とし（谷口知平・石田喜久夫編「新版注釈民法（1）」有斐閣2002年55頁）、米村滋人前掲は、これも包括的権利としての人格権を肯定する見解に分類できようとする。

ウ 平井宣雄は、（人格権とは）「身体・健康・自由・名誉などのような人間存在そのものにかかわる利益をいい、自由権・名誉権・肖像権・プライバシー権などが含まれる」と定義している。平井は、さらに、「人格的諸利益への侵害は、その性質上差止めを認めなければ救済の実を挙げられない場合があるので、差止めの

根拠として、物権に準じた権利（ただし一身専属権である点で物権と異なる）としての人格権概念を定立する必要がある」としている（平井宣雄「債権各論Ⅱ」弘文堂1992年106頁以下）。

### **（３）何らかの理念的根拠により人格権を承認するもの**

ア 潮見佳男は、憲法13条を根拠にして、「人格権とは、人間の尊厳に由来し、人格の自由な展開及び個人の自律的決定の保護を目的にするとともに、個人の私的領域の平穩に関する保護を目的とする権利である」とした上で「一般的人格権は、憲法13条に基礎を有し、「人格価値の総体を包括的に保護する根源的権利として、社会の要請に応じて個別的人格権（氏名権、肖像権など）を生み出す基点となる」とする（潮見佳男「不法行為法Ⅰ（第二版）」信山社2009年194頁）。

イ 広中俊雄は、民法体系全体を理論的に分析して、これを、財産法と家族法に二分する伝統的二分法は正当でないとし、「財産に関する法」と「人に関する法（人格権法・家族法・生活利益法）」からなるとする新たな二分法を提示し、「人格秩序」を構成する人格権法と家族法が「人に関する法」の根幹部分であるとする（広中俊雄「民法綱要（新版）」創文社2006年15頁以下）。

### **（４）人格権自体をテーマとした主要な論説**

ア 齊藤博は、「人格価値」にはさまざまな側面があるとし、個別的な「人格価値」として、生命、身体、健康、自由、名誉、氏名、肖像、著作物、実演、私的領域（プライバシーや個人情報等）を挙げている。その上で「人類は、これからも、人格価値を侵す思わぬ事態に遭遇することであろう。そして、その過程で、人格価

値の新しい側面も見出されてくることになるだろう。」と述べ、人格権の概念が極めて広範な内容を有しうることが示されている（斉藤博「人格価値の保護と民法」一粒社1986年37頁以下）。

イ 五十嵐清は、人格権を個別的人格権の総体として使用するとして、具体的には、身体的人格権（生命・身体・健康等）と精神的人格権（名誉・氏名・肖像・プライバシー）が含まれるものとするとし、さらに、人格権の法的性質として『絶対性』と『一身専属性』を掲げ、「程度の差はあれ、すべての人格権に絶対性を認めるべきである」とする（五十嵐清「人格権法概説」有斐閣2003年9頁以下）。

ウ 木村和成は、2006年の撰南法学35号掲載の論文「わが国における人格権概念の特質—その再定位の試み—（二完）」（甲B第9号証の2）で学説における人格権概念について論じている。重要な指摘を含むので、以下、長くなるがその趣旨を引用する。

木村は、学説・判例の議論を概観して、日本型人格権の特質が以下の3点に集約されるといい、次のように指摘する（前掲95頁以下）。

それは、第1に、人格権それ自体の意義は、人間の尊厳や人格価値の保護といった理念的意義、差止めを認めるという实际的意義に求められる。名誉・プライバシー侵害のケースでは・（中略）名誉・プライバシーといった法益の背後には、人間の尊厳や人格価値の保護といった理念的意義を有する人格権が存在するのだということが結果的に明らかにされた感が強い。逆に、公害・生活妨害型の事案では、差止めの根拠とされることに人格権概念の有用性が認

められる傾向にあった。（中略）ここで人格権の前面に出てくるのはやはり差止めという効果面での必要性であった。

第2に、わが国における人格権は、基本的には『人格から分離できない絶対権的法益』をその核心とするが、そこでは名誉・プライバシーなどを中心とする軸と、生命・身体などを中心とする軸が並立してきた。すなわち、人格権における『人身』と『人格』の並立である。わが国では裁判例・学説においても、名誉・プライバシーのケースから人間の尊厳や人格価値の保護を理念とする人格権概念が登場し、その後そこから直接に派生するかたちで公害・生活妨害の事案において「差止め」という法的効果を与えることを主眼として人格権概念が登場した。

第3に、わが国において人格権が援用される局面は極めて多種多様で、絶対権法益の侵害の場合のみならず、比較的軽微な精神的利益の侵害の場合も人格権侵害と把握されることがある。（中略）後者においては、具体的な法益を特定することはできないが、侵害されているものは精神的な人格的利益である。わが国の人格権はそれらすべてをカバーし得る広い権利概念である。（中略）比較的軽微な精神的利益の侵害の場合（セクシュアル・ハラスメントや職場の不当待遇など）も『人格権』侵害と把握されることであるという・・・人格権とは『人格』（人の精神的側面）と人身（人の身体的側面）にかかわる権利であり、その意義は個人の尊厳や人格の保護を目的としている点に認められる。人身や人格に関わる法益は、人格権と構成しなくとも、その法益自体が個人の尊厳や人格の構成要素であるから、人格権と区別しても差し支えない。（中略）問

題となるのは、このような明確な法益の侵害はないが個人の尊厳や人格が冒される場面（生活妨害、セクシュアル・ハラスメントや職場での不当待遇がこれに含まれるという）であり、『むしろ、この部分が人格権の主たる問題領域』である。

人格権の意義は、個人の尊厳や人格の保護にある。個人の尊厳や人格を構成する明確な法益は、敢えてそれを人格権と構成せずとも、それ自体単独で成り立ちうる。従って、生命・身体・健康・人身に関わる明確な法益、名誉・プライバシーといった人格に関わる明確な法益は、これを人格権と区別して考えるべきである。そしてこれらの侵害は原則として違法であり、その侵害に対しては損害賠償や侵害行為の差止めが認められる。生命や身体などの法益と区別される人格権の実際的な意義は、こうした明確な法益を見て取ることとはできないが、個人の尊厳や人格を構成する利益を保護する点に認められる。そして、これらの侵害も原則として違法であり、その侵害に対しては右と同様の効果が認められるべきであろう。但し、右に挙げたような明確な法益の侵害の場合とは異なり、やや軽微な利益であることから、それらに比して違法性阻却事由が広く認められることになろう。（損害賠償や差止めの根拠を権利性に求めない立場からは、なぜ人格「権」でなければならないかという点がある（前掲107頁）。

木村説によれば、生命・身体などの法益とは区別される人格権の実際的な意義は、上記のように明確な法益を見て取ることとはできないような個人の尊厳や人格を構成する利益を保護する点に認められることにある（前掲106頁）。

エ 藤岡康宏は、次のように論じる（「民法講義Ⅰ民法総論」信山社2015年18頁以下）。

不法行為法による保護の対象としての『人格権』（『救済規範としての人格権』）と物権・債権と並ぶ民法の基本的要素としての『人格権』（『民法構成上の人格権』）を区別し、従来は前者の人格権のみが論じられてきたが、後者の人格権を承認し、そこから救済規範のあり方を考えるべきであるとする。その上で『民法構成上の人格権』は『財産の法』と対置される『人の法』の中核に位置づけられ、『権利能力者は当然に人格権を有する』のであれば、人格権の条文上の根拠は、権利能力平等の原則を定める民法3条1項に求めることができるという。また人格権の根拠は、私的自治の原則や自己決定権の基礎にあるリベラリズム思想を採用する憲法13条に求めることもできるという。特に、自己決定権は人格権の基礎にある権利であり、自己決定権が憲法上の価値判断により導かれるのならば、民法上の人格権の規範化も憲法によって促されるとする。

#### **第4 人格権に関する憲法学者の学説**

##### **1 佐藤幸治**

「人格的自律権」として語られる。憲法13条の『幸福追求権』は、人が人格的自立の存在として自己を主張し、そのような存在としてあり続ける上で不可欠ないし重要な権利を包括的に捉えたもので『基幹的な人格自律権』というべく、ここから憲法各条が明記する各種人権が流出派生してくる。これを『派生的（個別的）な人格的自律権』と呼ぶことができる。そしてこの個別的条項に明記され

たもの以外にも、人格的自律にとって不可欠ないし重要なものが補充的に保障される（これを狭義の『人格的自律権』と呼ぶ）。

各個別的基本権規定によってカバーされず、かつ、人格的生存に不可欠ないし重要なものとは以下のものである。①「人格価値そのものにまつわる権利（例、名誉権、プライバシーの権利、環境権（人格権））、②「人格的自律権（自己決定権）」、③「適正な手続き処理を受ける権利」、④「参政権的権利」。

②については、漠然としている感を否めないで「便宜上」その内実を（i）「自己の生命、身体の処分にかかわる権利」、（ii）「家族の形成・維持にかかわる事柄」、（iii）「リプロダクションにかかわる事柄」、（iv）「その他の事柄」に分けて考え、（iv）に関連して（i）（ii）（iii）に匹敵する重要な類型が形成される可能性を残したという。さらに、『基幹的な人格的自律権』は、各種人権を生み出す母体のごときものであり、憲法制定時に、それまでの人類の歴史・経験に照らして人格的自律性にとって不可欠ないし重要と思われた各種人権が憲法各条に明記されたが、憲法のその後の展開でなお人格的自律性にとって不可欠ないし重要と思われる人権を生成せしめるのである（佐藤幸治「現代国家と人権」有斐閣2008年100頁～102頁・甲B第10号証））。

佐藤の上記基本的な考え方によれば、本件で原告らの訴えている権利・利益は、人格権に含まれるものといえる。

## 2 高橋和之

憲法13条は、新しい人権を憲法改正なしに認めるための根拠となる規定として設定されているのである。無名・非列挙の人権がすで

にそこに存在するのではない。13条を根拠に創造されるのであり、それが日本国憲法が13条に与えた機能なのである。(中略)あらゆる人権を潜在的に含むものである(高橋和之「すべての国民を『個人として尊重』する意味」塩野宏先生古稀記念「行政法の発展と変革(上)」有斐閣2001年288頁・甲B第11号証)。

### 3 まとめ

佐藤、高橋の説は民法学者斎藤の「人類は、これからも、人格価値を侵す思わぬ事態に遭遇することであろう。そして、その過程で、人格価値の新しい側面も見出されてくることになるだろう」にも相通じる考え方であろう。多くの権利がそうであるように、人格権も生成中のものであり、社会の進展・変化に対応して新しい認識を重ねてその権利に含まれるものを広げていくと言えよう。

なお、五十嵐前掲18頁は、人格権の憲法上のものと民法上のものとの区別につき「今日では、人格権の領域においても、憲法と民法の区別ははっきりしなくなっている。」と述べている。

## 第5 人格権に関する判例の検討

### 1 最高裁判所

#### ① 最大判昭和61年6月11日民集40巻4号872頁(北方ジャーナル事件)

##### ア 判決文

人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価である名誉を違法に侵害された者は、損害賠償(民法710条)又は名誉回復のための処分(同法723)

を求めることができるほか、人格権としての名誉権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができるものと解するのが相当である。けだし、名誉は生命、身体とともに極めて重大な保護法益であり、人格権としての名誉権は、物権の場合と同様に排他性を有する権利というべきであるからである。

## イ 解説

(ア) 本件は、北方ジャーナル社が、北海道知事選挙に関して候補者の人物論を記載するなどしたことが名誉毀損であるとして、出版差止仮処分の申請が認容されたことから、同社がその違法を主張して国家賠償を求めた事案について、名誉毀損を肯定して国家賠償請求を棄却した1・2審の判断を維持した事案である。

(イ) 判決文は、上記のとおり名誉権を人格権として極めて重大な保護法益であって、排他性を有するとして、絶対権としての人格権を明確に位置づけたものといえる。人格権一般についての詳述はないが、最高裁レベルで初めて人格権概念を認め、それに基づく差止請求権を明確に承認したものである。

(ウ) 本判決についての加藤和夫調査官の解説によっても、「生命、身体、名誉、プライバシー、自由、氏名権、肖像権等各種の人格的利益を侵害する加害行為」について言及しているもので、人格的利益が広範なものであることを前提に解説がされている（最高裁判所調査官解説民事編昭和61年度[19]278頁）。

## ② 最大判昭和63年6月1日民集42巻5号277頁（自衛官合

## 祀手続き事件)

### ア 判決文

(ア) 多数意見は、「原審が宗教上の人格権であるとする静謐な宗教的環境の下で信仰生活を送るべき利益なるものは、これを直ちに法的利益として認めることができない性質のものである。」としているが、

(イ) 伊藤正己裁判官は、反対意見を付して、次のようにいう。

信教の自由は明白に法的な権利であり、それが不法行為法上の被侵害利益となりうることはいうまでもない。そして、信教の自由は、多数意見もいうように、国によつて信教を理由とする不利益な取扱いがされたり、宗教的行事への参列強制のように何らかの宗教上の強制が加えられたり、逆に宗教的活動への制止、妨害がなされたりする場合に、国による侵害があつたといふことができる。しかし、本件において、被上告人は、自己の信ずる宗教上の活動を阻害されたり、県護国神社への参拝を強制されたりしたことはないのであるから、信教の自由そのものへの侵害は認めることができないのである。そこで、問題は、信教の自由とかかわりをもつとはいへ、信教の自由そのものではない、原判示の「静謐な環境のもとで信仰生活を送る利益」が被侵害利益となりうるかどうかということになる。

私は、現代社会において、他者から自己の欲しない刺激によつて心を乱されない利益、いわば心の静謐の利益もまた、不法行為法上、被侵害利益となりうるものと認めてよいと考える。この利益が宗教上の領域において認められるとき、これを宗教

上の人格権あるいは宗教上のプライバシーということもできるが、それは呼称の問題である。これを憲法13条によつて基礎づけることもできなくはない。私は、そのような呼称や憲法上の根拠はともかくとして、少なくとも、このような宗教上の心の静謐を不法行為法上の法的利益として認めうれば足りると考える。社会の発展とともに、不法行為法上の保護利益は拡大されてきたが、このような宗教上の心の静穏要求もまた現在において、一つの法的利益たるを失わないといつてよい。本件においても、被上告人がキリスト教信仰によつて亡夫孝文を宗教的に取り扱おうとしているのに、合祀の結果その意に反して神社神道の祭神として祀られ、鎮座祭への参拝を希望され、事実上反して被上告人の篤志により神楽料が奉納されたとして通知を受け、永代にわたつて命日祭を斎行されるというのは、まさに宗教上の心の静穏を乱されるものであり、法的利益の侵害があつたものといわねばならず、県護国神社への合祀は、被上告人に対し、せいぜい不快の感情を与えるものにとどまるもので法的な侵害があつたとは認められないとするのは適切でない。

私は、基本的人権、特に精神的自由にかかわる問題を考える場合に少数者の保護という視点に立つことが必要であり、特に司法の場においてそれが要求されると考えている。多数支配を前提とする民主制にあつても、基本的人権として多数の意思をもつても奪うことのできない利益を守ることが要請されるのはこのためである。思想や信条の領域において、多数者の賛同

するものは特に憲法上の保障がなくても侵害されるおそれはないといつてもよく、その保障が意味をもつのは、多数者の嫌悪する少数者の思想や信条である。宗教の領域にあつては、わが国における宗教意識の雑居性から宗教的な無関心さが一般化しているだけに、宗教的な潔癖さの鋭い少数者を傷つけることが少なくない。「たとえば、少数者の潔癖感に基づく意見と見られるものがあつても、かれらの宗教や良心の自由に対する侵犯は多数決をもつてしても許されない」という藤林裁判官の意見（多数意見引用の昭和52年7月13日大法廷判決における追加反対意見）は傾聴すべきものと思われる。本件において、被上告人は宗教上の潔癖感が余りにも強いという批判もありうるかもしれない。しかし、そこに少数者にとって守られるべき利益があるというべきであり、宗教的な心の静穏は少なくとも不法行為法上の保護を受ける利益であると認めてよいと思われる。このような心の静穏は、人格権の一つということができないわけではないが、まだ利益として十分強固なものとはいえず、信仰を理由に不利益を課したり、特定の宗教を強制したりすることによつて侵される信教の自由に比して、なお法的利益としての保護の程度が低いことは認めざるをえないであろう。しかし、そうであるからといつて、宗教的な心の静穏が不法行為法における法的利益に当たることを否定する根拠となりえないことはいうまでもない。

## イ 解説

(ア) 多数意見は、「静謐な環境のもとで信仰生活を送る利益」

を被侵害利益と認めなかったが、伊藤正己裁判官は、これを肯定している。同裁判官の「憲法第3版」（弘文堂平成7年）235頁で、「広義のプライバシーには、およそ人が他人から自己の欲しない刺激によって心の静謐を乱されない利益が含まれると考えられる。信教の自由の侵害に当たらなくても、静謐な環境のもとで自己の信仰生活を送ることが害されたり、聞きたくない音を強制的に聞かされたりすることがその例である」と言及されているものと同旨である。伊藤裁判官がプライバシーに関する権威であることを考えると、同判示は軽視すべきでない。

(イ) なお、同判決についての瀬戸正義調査官の解説では、憲法13条の幸福追求権について、国家権力との関係で国民に直接保障されたものと解しているものとみられるものとして最大判昭和44年12月24日（刑集23巻12号16255頁、警察官が個人の容貌等を撮影したことが憲法13条の趣旨に反して許されないとした事案）等を引用している。また、人格権については、一般的人格権と個別的人格権とがあり、後者は、氏名権、肖像権、名誉権のようにかなり限定された構成要素を持つ権利であり、前者は、主として人格的属性を対象とし、その自由な発展のために第三者による侵害に対して保護されなければならない諸利益の総体をいうが、特に、未だ十分に限定されるに至らない人格的利益を保護する点に主要な機能を有する概念であるといわれる、と紹介している（最高裁判所調査官解説民事編昭和63年度[10]187頁）。

③ 最二小判平成元年12月21日民集43巻12号2252頁（

**公立小学校における通知表の交付をめぐる混乱についての批判、  
論評を主題とするビラの配布行為事件)**

**ア 判決文**

上告人の本件配布行為ののち、被上告人らの中には、電話、葉書、スピーカーによる嫌がらせや非難攻撃を繰り返し受け、家族に対してまで非難の宣伝をされた者があり、その余の者も右事実を知り同様の攻撃等を受けるのではないかと落ち着かない気持ちで毎日を送ったことは前示のとおりである。被上告人らの社会的地位及び当時の状況等にかんがみると、現実には右攻撃等を受けた被上告人らの精神的苦痛が社会通念上受忍すべき限度内にあるということとはできず、その余の被上告人らの精神的苦痛も、その性質及び程度において、右攻撃等を受けた被上告人らのそれと実質的な差異はないというべきところ、原審が適法に確定したところによると、被上告人らの氏名・住所・電話番号等を個別的に記載した本件ビラを大量に配布すれば右のような事態が発生することを上告人において予見していたか又は予見しなかったことに過失がある、というのであるから、被上告人らは上告人の本件配布行為に起因して私生活の平穩などの人格的利益を違法に侵害されたものというべきであり、上告人はこれにつき不法行為責任を免れないといわざるを得ない。

**イ 解説**

(ア) 判決は、ビラ配布行為については、公共性がないとは言えず、主要な点において真実であるとして、その違法性は否定したが、

配布行為に起因する人格的利益の侵害について不法行為責任を認め、原判決を変更して慰謝料の支払いを命じたものである。判文は、「私生活の平穏などの人格的利益」を被侵害利益として明確に認めている。

(イ) なお、同判決について篠原勝美調査官は次のように解説している（最高裁判所調査官解説民事編平成元年度〔34〕619頁）。

人格権が実定法上の根拠に基づくものかは議論があるが、通常、人格に専属する個人の生命、身体、自由、名誉、生活等の人格的利益の総称として理解されている。その権利性は、主に差止請求権の根拠として議論され、最高裁も、前掲①最大判昭和61年6月11日が人格権としての名誉権を認知したこと、下級審判決で平穏生活権をいうものがあること、前掲最大判昭和44年12月24日（②の解説中）が実質的に肖像権を承認していること、損害賠償請求の被侵害利益として、日照・通風の利益（最三小判昭和47年6月27日民集26巻5号1067頁）、前科等をみだりに公開されない利益（最三小判昭和56年4月14日民集35巻3号6200頁）、氏名を正確に呼称される利益（最三小判昭和63年2月16日民集42巻2号27頁）などを法律上の保護に値する利益としている。私生活上の平穏な人格的利益は、これらの延長線上に位置づけられる。などと解説しており、法的保護の対象となる人格権・人格的利益を広範なものと捉えている。

**④ 最二小判平成3年4月26日民集45巻4号653頁（水俣病認定業務に関する熊本県知事の不作为違法に対する損害賠償請**

## 求事件上告審判決)

### ア 判決文

本件の認定申請者は、難病といわれ特殊の病像を持つ水俣病にかかっている疑いのままの不安定な地位から、一刻も早く解放されたいという切実な願望からその処分を待つものであろうから、それだけに処分庁の長期の処分遅延により抱くであろう不安、焦燥の気持は、いわば内心の静穏な感情を害するものであって、その程度は決して小さいものではなく、かつ、それは他の行政認定申請における申請者の地位にある者にはみられないような異種独特の深刻なものであると推認することができる。(中略)

ところで、一般的には、各人の価値観が多様化し、精神的な摩擦が様々な形で現れている現代社会においては、各人が自己の行動について他者の社会的活動との調和を十分に図る必要があるから、人が社会生活において他者から内心の静穏な感情を害され精神的苦痛を受けることがあっても、一定の限度では甘受すべきものというべきではあるが、社会通念上その限度を超えるものについては人格的な利益として法的に保護すべき場合があり、それに対する侵害があれば、その侵害の態様、程度いかんによっては、不法行為が成立する余地があるものと解すべきである。

これを本件についてみるに、既に検討したように、認定申請者(注 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法3条1項又は公害健康被害補償法(昭和62年法律第97号に

よる改正前のもの) 4条2項に基づき水俣病患者認定申請をした者)としての、早期の処分により水俣病にかかっている疑いのままの不安定な地位から早期に解放されたいという期待、その期待の背後にある申請者の焦燥、不安の気持を抱かされないという利益は、内心の静穏な感情を害されない利益として、これが不法行為法上の保護の対象になり得るものと解するのが相当である。

## イ 解説

(ア) 本判決は、人の焦燥、不安の気持を抱かされないという利益は、「内心の静穏な感情を害されない利益」として、不法行為法上の保護の対象になり得るものとしており、②判決では否定された「内心の静謐の利益」の侵害が不法行為になりうるとしたものといえ、最高裁として内心の静謐の利益を不法行為の保護法益として明確に認めた最初の判決である。これは、②判決の解説に掲記した伊藤裁判官の見解(広義のプライバシーには、およそ人が他人から自己の欲しない刺激によって心の静謐を乱されない利益が含まれると考えられる。信教の自由の侵害に当たらなくても、静謐な環境のもとで自己の信仰生活を送ることが害されたり、聞きたくない音を強制的に聞かされたりすることがその例である)を肯定したものとも考えられる。

(イ) なお、同判決について佐藤歳二調査官は次のように解説している(最高裁判所調査官解説民事編平成3年度[16]282頁)。

まず、人格的利益が不法行為の保護法益となるかについて、民法710条の「身体・自由・名誉」は精神的損害賠償の保護法益の例示であるとするのが通説であるとし、内心の静穏な感情という人格的利益について、民法710条は、広く人格権を法的保護の対象としており、その人格権には、生命・身体・貞操・自由・名誉・名誉感情・プライバシー・信用・生活の平穏・夫婦関係その他の身分関係に関する権利が包含されているとの四宮和夫「事務管理・ふと迂路特・不法行為（中）」396頁以下を引用し、また、プライバシーの権利を分類して、自己についての情報をコントロールする利益（情報プライバシー）のほかに、欲させざる刺激によって心をかき乱されない利益（心の静穏プライバシー）をあげる佐藤幸治「注釈日本国憲法上」293頁を引用している。

そして、前記②判決（最大判昭和63年6月1日）の多数意見が「静謐な宗教的環境の下で信仰生活を送るべき利益」を否定したが、最三小判昭和63年2月16日民集42巻2号27頁が「氏名を正確に呼称される利益」が不法行為の保護法益と認めたこと、最三小判昭和63年12月20日裁判集民事155号377頁において、伊藤裁判官が補足意見として「個人が他者から自己が欲しない刺激によって心の静穏を乱さない利益を有しており、これを広い意味でプライバシーと呼ぶことができると考えており、聞きたくない音を聞かされることは、このような心の静穏を侵害することになると考える。このような利益が法的に保護を受ける利益としてどの程度に強固なも

のかについては問題があるとしても、現代社会においてそれを法的な利益と見ることが妨げないのである」と判示していること等を引用して、判例の傾向からみれば、平穏で不快な感情を抱かずに社会生活を送りたいという期待は、一般的に人格的利益として法的保護される余地があると解することができるようにしていることに注目すべきである。

**⑤ 最三小判平成8年3月26日民集50巻4号993頁（不貞行為の相手方に対する配偶者からの損害賠償請求事件）**

**ア 判決文**

甲の配偶者乙と第三者丙が肉体関係を持った場合において、甲と乙との婚姻関係がその当時既に破綻していたときは、特段の事情のない限り、丙は、甲に対して不法行為責任を負わないものと解するのが相当である。けだし、丙が乙と肉体関係を持つことが甲に対する不法行為となる（後記判例参照）のは、それが甲の婚姻共同生活の平和の維持という権利又は法的保護に値する利益を侵害する行為ということができるからであって、甲と乙との婚姻関係が既に破綻していた場合には、原則として、甲にこのような権利又は法的保護に値する利益があるとはいえないからである。

**イ 解説**

（ア）本件は、妻が夫と同棲している女性に対して、不法行為を理由に慰謝料請求をしたのに対して、婚姻関係が既に破綻していたことを理由に、請求を認めなかった事案であるが、理由中において、不貞行為の相手方が配偶者に対して負う不法行為責任の

被侵害利益が婚姻共同生活の平和の維持という権利又は法的保護に値する利益であるとするものである。

(イ) 同判決について田中豊調査官は次のように解説している（最高裁判所調査官解説民事編平成8年度[1②]233頁）。

特徴的な点は、第三者が配偶者の一方と肉体関係を持つという行為を、単に、夫婦の一方に対する貞操義務（守操義務）違反に荷担する行為という範疇でとらえるのではなく、第三者が婚姻共同生活に介入して、破綻に導くような行為の一つであって、違法の評価を受けるものの典型としてとらえていることである。すなわち、不法行為の被侵害権利（利益）という観点からこれをみると、第三者の債権侵害としてではなく、対外的に主張し得る（いわば人格権的）権利（利益）に対する侵害ととらえているものと考えてよいとしている。

すなわち、婚姻共同生活の平和の維持を人格権の内容としてみているものであり、この判例においても、人格権を広範なものとの理解を前提にしているといえる。

**⑥ 最三小判平成12年2月29日民集54巻2号582頁（エホバの証人輸血拒否事件）**

**ア 判決文**

患者が、輸血を受けることは自己の宗教上の信念に反するとして、輸血を伴う医療行為を拒否するとの明確な意思を有している場合、このような意思決定をする権利は、人格権の一内容として尊重されなければならない。そして、Bが、宗教上の信念からいかなる場合にも輸血を受けることは拒否す

るとの固い意思を有しており、輸血を伴わない手術を受けることができることを期待してD病院に入院したことをE医師らが知っていたなど本件の事実関係の下では、E医師らは、手術の際に輸血以外には救命手段がない事態が生ずる可能性を否定し難いと判断した場合には、Bに対し、D病院としてはそのような事態に至ったときには輸血するとの方針を採っていることを説明して、D病院への入院を継続した上、E医師らの下で本件手術を受けるか否かをB自身の意思決定にゆだねるべきであったと解するのが相当である。

ところが、E医師らは、本件手術に至るまでの約一か月の間に、手術の際に輸血を必要とする事態が生ずる可能性があることを認識したにもかかわらず、Bに対してD病院が採用していた右方針を説明せず、同人及び被上告人らに対して輸血する可能性があることを告げないまま本件手術を施行し、右方針に従って輸血をしたのである。そうすると、本件においては、E医師らは、右説明を怠ったことにより、Bが輸血を伴う可能性のあった本件手術を受けるか否かについて意思決定をする権利を奪ったものといわざるを得ず、この点において同人の人格権を侵害したものとして、同人がこれによって被った精神的苦痛を慰謝すべき責任を負うものというべきである。

## イ 解説

(ア) 本件は、「エホバの証人」の信者である患者が、医師に対して宗教上の信念から輸血を拒否する意思を明確に表示して

いたにもかかわらず、肝臓の腫瘍を摘出する手術を受けた際に輸血され、これにより精神的損害を被ったとして、右医師の勤務する病院を設置・運営している国及び手術に携わった医師らに債務不履行・不法行為に基づく損害賠償を請求した事案である。

(イ) 判決は、自己の宗教上の信念に基づく意思決定の自由が人格権に属することを肯定し、医師に不法行為に基づく損害賠償責任があることを認めた。

(ウ) なお、同判決について佐久間邦夫調査官はその解説において次のように解説している（最高裁判所調査官解説民事編平成12年度[6]115頁）。

人格権は、（中略）不法行為成立の客観的要件としても挙げられ、生命・身体・身体的自由・貞操などの人の身体的側面に関するものと、名誉・信用・氏名・肖像・精神的自由など精神的側面に関するものに大別されているとし、本判決は、本件における患者の右権利は、人格権の一内容として尊重されなければならないものと言うことができるとして、不法行為法上保護される利益であることを明確にしたものである。

(エ) 本件は、宗教上の信念にもとづく意思決定の自由を人格権に属するとして、その表明を尊重されなかったことを権利・利益の侵害とするものであり、いわゆる、自己決定権を保護したものということができる。

⑦ 最三小判平成14年9月24日裁判集民事207号243頁

## **（石に泳ぐ魚事件）**

### **ア 判決文**

公共の利益に係わらない被上告人のプライバシーにわたる事項を表現内容に含む本件小説の公表により公的立場にない被上告人の名誉，プライバシー，名誉感情が侵害されたものであって，本件小説の出版等により被上告人に重大で回復困難な損害を被らせるおそれがあるというべきである。したがって，人格権としての名誉権等に基づく被上告人の各請求を認容した判断に違法はない。

### **イ 解説**

本件は、平穏な日常生活や社会生活を送ることが困難となるおそれを理由に、人格権侵害を認めた控訴審判決維持し、人格権としての名誉権等侵害を判示しているもので、本訴訟における原告らの主張の人格権侵害と基盤を同じくする被侵害利益とも言える。

## **2 下級審**

- ① **大阪高判昭和50年11月27日民集35巻10号1881頁（大阪国際空港夜間飛行禁止等請求事件（上告審昭和56年12月16日最高裁大法廷判決））**

### **ア 判決文**

およそ個人の生命・身体の安全、精神的自由は、人間の存在に最も基本的なことがらであつて、法律上絶対的に保護されるべきものであることは疑いがなく、また、人間として生存する以上、平穏、自由で人間たる尊厳にふさわしい生活を営むことも、最大

限度尊重されるべきものであって、憲法13条はその趣旨に立脚するものであり、同25条も反面からこれを裏付けているものと解することができる。このような、個人の生命、身体、精神および生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体を人格権ということができ、このような人格権は何人もみだりにこれを侵害することは許されず、その侵害に対してはこれを排除する権能が認められなければならない。すなわち、人は、疾病をもたらす等の身体侵害行為に対してはもとより、著しい精神的苦痛を被らせあるいは著しい生活上の妨害をきたす行為に対しても、その侵害行為の排除を求めることができ、また、その被害が現実化していなくともその危険が切迫している場合には、あらかじめ侵害行為の禁止を求めることができるものと解すべきであって、このような人格権に基づく妨害排除及び妨害予防請求権が私法上の差止請求の根拠となりうるものということができる。

(中略)

右のとおり、人格権の内容をなす利益は人間として生存する以上当然に認められるべき本質的なものであって、これを権利として構成するのに何らの妨げはなく、実定法の規定をまたなくとも当然に承認されるべき基本的権利であるというべきである。また、従来人格権の語をもって名誉、肖像、プライバシーあるいは著作権等の保護が論ぜられることが多かったとしても、それは、人格的利益のそのような面について、他人の行為の自由との抵触およびその調整が特に問題とされることが多かったことを意味するにすぎず、より根源的な人格的利益をも総合して、人格権を

構成することには、何らの支障とならないものと解される。もっとも、人格権の外延をただちに抽象的、一義的に確定することが困難であるとしても、少なくとも前記のような基本的な法益をその内容とするものとして人格権の概念を把握することができ、他方このような法益に対する侵害は物権的請求権をもってしては救済を完うしえない場合があることも否定しがたく、差止請求の根拠として人格権を承認する実益も認められるのであって、学説による体系化、類型化をまたなくてはこれを裁判上採用しえないとする被告の主張は、とりえないところである。（中略）

これを本件についてみるに、前記のとおり、本件空港の供用によって生ずる航空機の騒音等は、原告ら全員に著しい精神的苦痛と生活妨害をもたらし、さらに身体的被害をも一部のものにはすでに与え、他の者をも同様の危険に暴しているものと認められるのであるから、原告らの人格権は侵害されているというべきである。（中略）

原告らは、前記認定のとおり、本件航空機騒音等により、甚大な精神的苦痛をはじめ種々の生活上の被害や身体被害を含む多様な被害を被っているところ、これらの被害を一括して非財産上の損害として、その賠償を求めるのであり、要するにこれらの被害のすべてを斟酌して算定される慰謝料の支払いを求めるものと解される。（中略）国家賠償法2条1項により、被告は原告らに対して右損害を賠償すべきものである。

## イ 解説

(ア) 本件は、大阪国際空港に離着陸する航空機のもたらず騒音、

排気ガス、ばい煙、悪臭、振動、墜落の危険等により身体的損害、精神的損害、睡眠妨害、日常生活の全面的破壊、教育環境の破壊等を理由に、人格権ないし環境権に基づき航空機の離着陸の差止め、民法709条又は国家賠償法2条1項に基づき過去及び将来分の損害賠償を請求した事案であり、上記控訴審判決（原判決）は、上記のとおり、個人の生命・身体の安全、精神的自由等の人格権の内容をなす利益について、人間として生存する以上当然に認められるべき本質的なものであって、これを権利として構成するのに何らの妨げはなく、実定法の規定をまたなくとも当然に承認されるべき基本的権利であるというべきであるとし、人格権の外延をただちに抽象的、一義的に確定することが困難であるとしても、少なくとも前記のような基本的な法益をその内容とするものとして人格権の概念を把握することができ、差止請求や損害賠償請求の被侵害利益たり得るとするものであって、精神的自由を含む広範な人格権・人格的利益の不法行為等における被侵害利益性を正面から認めたものと評価できる。

(イ) その上告審である最大判昭和56年12月16日民集35巻10号1369頁は、上記控訴審判決（原判決）の差止請求及び将来分の損害賠償請求を認容した部分を取り消したものの、過去の損害賠償請求に係る部分は維持し、人格権侵害につき次のように判示している。

すなわち、上告審判決は、被上告人らの身体に対する侵害、睡眠妨害、静穏な日常生活の営みに対する妨害等の被害及びこれに伴う精神的苦痛を一定の限度で被上告人らに共通するも

のとしてとらえ、その賠償を請求するものと理解することができる。もとより右のような被害といえども、被上告人ら各自の生活条件、身体的条件等の相違に応じてその内容及び程度を異にしうるものではあるが、他方、そこには、全員について同一に存在が認められるものや、また、例えば生活妨害の場合についていえば、その具体的内容において若干の差異はあつても、静穏な日常生活の享受が妨げられるという点においては同様であつて、これに伴う精神的苦痛の性質及び程度において差異がないと認められるものも存在しうるのであり、このような観点から同一と認められる性質・程度の被害を被上告人全員に共通する損害としてとらえて、各自につき一律にその賠償を求めすることも許されないではないというべきである。原判決は、右のような観点に立つて、被上告人らの主張する被害事実につき、本件空港に離着陸する航空機の騒音等の性質、内容、程度に照らし、周辺住民としてこれに暴露される被上告人ら各自がひとしく少なくともその程度にまでは被つているものと考えられる被害がどのようなものであるかを把握するという見地から、被害及び因果関係の有無を認定判断しているものと解されるのであり、そうである以上、損害賠償の原因となるべき被上告人らの被害について一律的な判断を示し、各人別にそれぞれ異なつた被害の認定等を示していないことは、あえて異とするに足りないのである。そして、右の点に関し、本件空港に離着陸する航空機の被上告人らの居住する地域に及ぼす騒音等の性質、強度、頻度等が原判決において認定されたようなもの

である場合において、被上告人らのすべてに共通して原判示のような不快感、いらだち等の精神的苦痛及び睡眠その他日常生活の広範な妨害を生ずるとした原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、是認することができないものではなく、また、身体的被害についても、本件のような航空機騒音の特質及びこれが人体に及ぼす影響の特殊性並びにこれに関する科学的解明が未だ十分に進んでいない状況にかんがみるときは、原審が、その挙示する証拠に基づき、前記のような航空機の騒音等の影響下にある被上告人らが訴える原判示の疾患ないし身体障がいにつき右騒音等がその原因の一つとなっている可能性があるとした認定判断は、必ずしも経験則に違背する不合理な認定判断として排斥されるべきものとはいえず、被上告人らすべてが、右のような身体障がいにつながる可能性を有するストレス等の生理的・心理的影響ないし被害をひとしく受けているものとした判断もまた、是認することができないものではない、と判示している。

(ウ) このように、上告審判決は、上記大阪高裁判決の人格権侵害について、原判示のような不快感、いらだち等の精神的苦痛及び睡眠その他日常生活の広範な妨害を生ずるとした原審の認定判断を肯定しているものであることを注目すべきである。

**② 熊本地判平成13年5月11日判例時報1748号30頁（「らい予防法」違憲国家賠償請求事件）**

**ア 判決文**

憲法22条1項は、何人も、公共の福祉に反しない限り、居

住、移転の自由を有すると規定している。この居住・移転の自由は、経済的自由の一環をなすものであるとともに、奴隸的拘束等の禁止を定めた憲法18条よりも広い意味での人身の自由としての側面を持つ。のみならず、自己の選択するところに従い社会の様々な事物に触れ、人と接しコミュニケーションすることは、人が人として生存する上で決定的重要性を有することであって、居住・移転の自由は、これに不可欠の前提というべきものである。新法は、6条、15条及び28条が一体となって、伝染させるおそれがある患者の隔離を規定しているのが、いうまでもなく、これらの規定（以下「新法の隔離規定」という。）は、この居住・移転の自由を包括的に制限するものである。

ただ、新法の隔離規定によってもたらされる人権の制限は、居住・移転の自由という枠内での的確に把握し得るものではない。ハンセン病患者の隔離は、通常極めて長期間にわたるが、たとえ数年程度に終わる場合であっても、当該患者の人生に決定的に重大な影響を与える。ある者は、学業の中断を余儀なくされ、ある者は、職を失い、あるいは思い描いていた職業に就く機会を奪われ、ある者は、結婚し、家庭を築き、子供を産み育てる機会を失い、あるいは家族との触れ合いの中で人生を送ることを著しく制限される。その影響の現れ方は、その患者ごとに様々であるが、いずれにしても、人として当然に持っているはずの人生のありとあらゆる発展可能性が大きく損なわれるのであり、その人権の制限は、人としての社会生活全般にわたるもの

である。このような人権制限の実態は、単に居住・移転の自由の制限ということで正当には評価し尽くせず、より広く憲法13条に根拠を有する人格権そのものに対するものととらえるのが相当である。

## イ 解説

(ア) 本件は、らい予防法の下で国立療養所に入所していた原告らが、被告である国に対し、①国の隔離政策の違法、②立法行為又は立法不作為の違法などを理由に、国家賠償法に基づき、隔離されたことによる損害及び差別・偏見にさらされたことによる損害などの賠償を求めた事案である。

(イ) 本判決は、隔離政策による被害を、居住・移転の自由の制限ということで正当には評価し尽くせないとして、より広く憲法13条に根拠を有する人格権そのものの侵害とするなど、人格権を広範なものとの理解に立っていることに注目すべきである。

### ③ 福井地判平成26年5月21日判例時報2228号72頁（大飯原発3，4号機運転差止請求事件）

## ア 判決文

ひとたび深刻な事故が起これば多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす事業に関わる組織には、その被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められて然るべきである。このことは、当然の社会的要請であるとともに、生存を基礎とする人格権が公法、私法を問わず、すべての法分野において、最高の価値を持つとされている以上、本件訴訟においても

よって立つべき解釈上の指針である。

個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体が人格権であるといえることができる。人格権は憲法上の権利であり（13条、25条）、また人の生命を基礎とするものであるがゆえに、我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできない。したがって、この人格権とりわけ生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分に対する具体的侵害の恐れがあるときには、その侵害の理由、根拠、侵害者の過失の有無や差止めによって受ける不利益の大きさを問うことなく、人格権そのものに基づいて侵害行為の差止めを請求できることになる。人格権は各個人に由来するものであるが、その侵害形態が多数人の人格権を同時に侵害する性質を有するとき、その差止めの要請が強く働くのは理の当然である。（中略）

人格権に基づく差止請求訴訟としては名誉やプライバシーを保持するための出版の差止請求を挙げることができる。これらの訴訟は名誉権ないしプライバシー権と表現の自由という憲法上の地位において相拮抗する権利関係の調整という解決に困難を伴うものであるところ、これらと本件は大きく異なっている。すなわち、名誉やプライバシーを保持するという利益も生命と生活が維持されていることが前提となっているから、その意味では生命を守り生活を維持する利益は人格権の中でも根幹部分をなす根源的な権利といえることができる。本件ではこの根源的な権利と原子力発電所の運転の利益の調整が問題となっている。原子力発

電所は、電気の生産という社会的には重要な機能を営むものではあるが、原子力の利用は平和目的に限られているから（原子力基本法2条）、原子力発電所の稼働は法的には電気を生み出すための一手段たる経済活動の自由（憲法22条1項）に属するものであって、憲法上は人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべきものである。しかるところ、大きな自然災害や戦争以外で、この根源的な権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは原子力発電所の事故のほかは想定し難い。かような危険を抽象的にでもはらむ経済活動は、その存在自体が憲法上容認できないというのが極論にすぎるとしても、少なくともかような事態を招く具体的危険性が万が一でもあれば、その差止めが認められるのは当然である。このことは、土地所有権に基づく妨害排除請求権や妨害予防請求権においてすら、侵害の事実や侵害の具体的危険性が認められれば、侵害者の過失の有無や請求が認容されることによって受ける侵害者の不利益の大きさという侵害者側の事情を問うことなく請求が認められていることと対比しても明らかである。

## イ 解説

（ア）本件は、人格権及び環境権に基づいて本件原発の差止めを請求した事案である。

（イ）判決では、個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体が人格権であるということが出来る。人格権は憲法上の権利であり（13条、25条）、また人の生命を基礎とするものであるがゆえに、我が国

の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできない。として、人格権の重要性を強く認めているものであり、本件で、原告らが訴えている、戦争による生命侵害への不安、おそれの重要性に通じるものとして示唆するものである。

**④ 前橋地判平成29年3月17日判例集未登載（福島原発被害者の避難による損害賠償請求事件）**

**ア 判決文**

人は、いかなる人生を歩むか、いかに自己実現をはかるかについての自己決定権を有している（憲法13条）。そして、日々の生活が、人間一人ひとりの自己決定権の行使により形成され、自らの個性を発揮して築き上げてきた成果であると同時に、将来において自己決定権を行使する際の基盤となるものであることからすると、個人の尊厳に最高の価値を置く我が国の憲法下において、民事上も、平穏な生活が権利または法的保護に値する利益であることに疑いはない。（中略） 平穏生活権は、人格権として様々な現れ方をするが、人格権が、個々人の個性を重視するものである以上、保護されるべき生活の平穏も多様なものとなり、様々な権利利益を包摂しているものと理解される。（中略）

内心の静謐な感情を害されない利益は、平穏生活権の中に包摂されている各権利利益のすべてに含まれていると考えられるが、平穏生活権の侵害の有無及び程度を判断する際の考慮要素となる点で、平穏生活権に包摂される利益として意味を持っている。（中略）

本判決における被侵害利益は、平穩生活権であるが、この平穩生活権は、自己決定権を中核とした人格権であり、上記のとおり、（i）放射線被ばくへの恐怖不安にさらされない利益、（ii）人格発達権、（iii）居住移転の自由及び職業選択の自由並びに（iv）内心の静穏な感情を害されない利益を包摂する権利である。（中略）

平穩生活権は、自己実現に向けた自己決定権を中核とした人格権であり、いったん侵害されると、元通りに復元することのできない性質のものである。（中略）

原告らの多くは、自己実現に向けた自己決定権の集大成ともいべき人生を壊されたと訴えているのであるから、本件訴訟においては、平穩生活権を身体権に接続された権利利益と捉えるものではない。

## イ 解説

（ア）本件は、福島第一原発事故に関して福島県外への避難を余儀なくされ、人格権侵害を受けたことなどを理由に、東京電力に対して民法709条に基づくなどして、国に対して、国賠法1条1項に基づき、損害賠償を請求するなどした事案である。

（イ）判決は人格権に基づき、避難を余儀なくされた原告らの損害賠償を認めた。原告らは請求の基礎として、「平穩生活権」が侵害されたと訴え、判決は上記のように平穩生活権が法的保護に値する権利利益であることを認めた。この判決では、「平穩生活権」という言葉で「権利」のみならず、平穩生活にかかわる「権利利益」を論じており、法的に規定された「権利」を超

えるものを「平穩生活権」で表現していると理解できる。

そして、判決は、平穩生活権が自己決定権を中核とした人格権であって、放射線被ばくへの恐怖不安にさらされない利益や内心の静穏な感情を害されない利益を包摂する権利など、多くの権利を包摂するものであることを述べている。

これらの点の指摘は、本件原告らの多くが、憲法のもとで築いてきた今までの人生を否定されたと感じ、戦争になるのではないかとの恐怖不安にさらされるなどしていることが、人格権の深刻な侵害であると訴えていることについて、人格権侵害を認定できる論拠となると考えられる。

## **第 6 原告の主張する人格権の内容**

### **1 原告の主張する人格権の概要**

(1) 民法 710 条は、不法行為の被侵害法益として「身体・自由・名誉」を規定し、また、著作権法 112 条等は、著作者人格権・実演家人格権等を規定するが、包括的、総合的なものとして「人格権」を規定した法規はない。

人格権とは、人間が人間であることからその存在を全うするために認められる権利である。その意味では、民法等において包括的な明文規定がないことは、人格権を認めることに障がいになることはない。

(2) 人格権が、人間が人間であることからその存在を全うするために認められる権利であることは、前記「第 2 人格権が認められてきた沿革」においてみたとおり、アメリカの独立宣言や世界人権宣

言などに遡ることができるし、その後の欧米諸国において、学説や判例によって築き上げられ、法的にも明文化されるなどして歴史的発展を遂げ、個人の尊厳・人間の尊重に基づく自然権的権利として肯認されてきたものである。我が国においても、民法に身体・自由・名誉等の規定があるのみではあった戦前から、人格的利益について保護法益として容認されてきたものである。

(3) 前記「第3 人格権に関する民法学者の学説」や「第4 人格権に関する憲法学者の学説」でみてきたとおり、民法学においても、憲法学においても、人格権が広範な人格的利益を含むものとして肯定されてきたものであり、「人間らしい生活が営まれることからくる各種の利益」（田中実・安永正明）、「人間存在そのものにかかわる利益」（平井宣雄）、「個人の尊厳や人格が冒される場面（生活妨害、セクシュアル・ハラスメントや職場での不当待遇」（木村和成）など、表現は異なるが、生活の平穏等の人格的利益の保護法益性を認めるようになっている。さらには、人格的自律権、自己決定権等も人格権の内容として認められてきている（佐藤幸治）。

(4) また、「第5 人格権に関する判例の検討」において概観した裁判例においても、最高裁を含めて、人格権・人格的利益が保護法益として広範に認められている

(5) 憲法13条は、名誉などのように「権利」の名称を付されていないが人格権の内容をなすものを権利として認める際の根拠規定と解されている。しかし、人格権は、人間がそれぞれその尊厳を保持すること、すなわち、人間であることにより当然に享有するものであり、憲法13条によって人格権が与えられたものではなく、当

然に存在する権利としての人格権に憲法13条が確たる形を与えたものというべきである。

(6) 被告は、原告の主張する人格権が、具体的な権利内容、成立要件、法的効果等について一義性に欠ける極めて曖昧なものであるから、そこに具体的権利性を認めることなど到底できないと主張するが、既にみてきた学説・判例に明らかなように、人格権は、人間が人間であることからその存在を全うするために認められる権利であり、その外延を抽象的、一義的に確定することが困難であるとしても、少なくとも人間の尊厳に伴う基本的な法益をその内容とするものであれば、人格権・人格的利益として法的保護の対象となるというべきである。

(7) 原告らは、内閣及び国会の新安保法制法の制定に係る行為によって、その生命・身体及び精神に関する侵害の危険により、また、平和に生活してきた平穏を壊されたことにより、著しい精神的苦痛を受けているものであり、これらの侵害が、人格権、すなわち人間が人間であることからその存在を全うするために認められる権利が侵害されたことを主張するものである。そして、その内容として、具体的には、①生命権・身体権及び精神に関する利益としての人格権、②平穏生活権及び③主権者として蔑ろにされない権利を主張するものである。

以下、項を改めて詳論する。

## **2 生命権・身体権及び精神に関する利益としての人格権**

(1) この点については、判例・学説ともに人格権として認めることには異論がなく、人の生命・身体・精神が法の絶対的保護を受ける

べきであることは論ずるまでもない。

(2) 前記第5の2③の福井地判平成26年5月21日が判示するように、個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体が人格権であるということが出来るし、人格権は、人の生命を基礎とするものであるがゆえに、我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできないとも言えよう。この判決は、生命・身体に加えて精神及び生活に関する利益を上げている。人間としての生を全うするには、単に生命・身体の保全では不十分であり、そこに精神に関する利益が守られねば人間の生活としては成り立たない。その具体的な在り方は、生活に関する利益として理解されるべきである。

(3) 原告らは、内閣及び国会の新安保法制法の制定に係る行為によって、その生命・身体に関する侵害の危険を感じ、著しい精神的苦痛を受けているものであり、これは、国賠法上の保護法益となる。

### **3 平穩生活権**

#### **(1) はじめに**

平穩生活権については、プライバシーの権利の系譜で説かれることもある（伊藤正己説など）が、自分の人生を自律的に設計し送っていくこと（自律的自己決定権の行使）が、平穩な生活の核心にあり、平穩生活権は、それを成り立たせる複数の要素を包摂しているものである。平穩な生活というのは、精神的な平穩と物理的な平穩から考えられるべきである。人間の平穩な生活にとっては、物理的な条件も精神的な条件も同様にかつ同等に尊重される必要があり、どちらか一方だけでは、身体及び精神の統一体と

しての人間の生存を語ることはできない。平穩生活権は、最高裁をはじめ、多数の裁判例により保護法益として認められている。

原告らは、内閣及び国会の新安保法制法の制定に係る行為によって、様々な形で、その平穩な生活を害されている。

その詳細は後述するが、原告らの多くは、憲法に導かれて戦後築いてきた平和な生活が否定、破壊されたと感じている。原告の中には生命・身体への直接的侵害はなくても、（しかし、間接的な侵害は存在している）「精神に関する利益」侵害を主張し、また、生命・身体が侵害されるのではないかとの不安・恐怖にさいなまれた者も少なくない。こうした原告は「平穩な生活権」を侵害された、あるいは明確に人格権を侵害されたと主張するが、のちに紹介するような原告の苦しみを直視し、その実態を先に紹介した民法学説や憲法学説から照らし見れば、多くの原告が「平穩な生活権」「人格権」を侵害されたと主張することは法的にも正当と言わざるを得ない。特に、新安保法制法施行後、2017年4月以降における国際情勢の下では、多くの国民・市民は具体的な生命・身体及び精神への危険を実感しており、生命・身体及び精神的な人格権の侵害は現実化している。閣議決定と国会の議決により原告らの平穩生活権の侵害と生命・身体への侵害は、その後の事態の進行により裏付けられた。新安保法制法以前には、抱くことのなかった不安や恐怖は、原告らから生命・身体の安全とともに、平穩生活権を奪ったのである。特に、新安保法制法が実施された以降、アメリカ政権の変化があったとは言え、原告らは、現在、戦争に直面させられる不安と恐怖をより具体的に実感させら

れている。

## (2) 集団的自衛権行使の危険

存立危機事態における集団的自衛権の行使については、その防衛出動が実際に発令される状況になれば、それはそのまま日本が臨戦態勢に入ることの意味する。だからそれは、決してあってはならないことであるが、新安保法制法の下では、日本は、そのようなことが実際に起こりうる現実の危険を抱え込むことになった。

2017年8月10日、北朝鮮がグアム島周辺に向けて中距離弾道ミサイルを4発同時に発射する計画を検討していると発表したことに関し、小野寺防衛大臣はその日の衆議院安全保障委員会で、武力行使の新三要件に該当するかどうかで判断されることになるが、米国がミサイル攻撃されて米側の抑止力、打撃力が欠如するということは、日本の存立危機事態に該当しうるので、日本が集団的自衛権の行使としてこれを迎撃することがありうることを示唆した（2017年8月11日付け朝日新聞ほか）。

ここで想定される日本の武力の行使は、さしあたりイージス艦のSM3によるミサイル迎撃であるが、それは政府の即時の判断として行われることになる。そしてSM3が発射されれば、その迎撃の成否いかんにかかわらず、日本がミサイルを撃ち落とそうとした北朝鮮に対して武力の行使を行ったことになり、今度は北朝鮮が日本に対する直接的な攻撃をしてくることは避けられない。こうして日本は戦争に突入することになる。（★（東京の）甲B43p50～51参照）

なお、アメリカ等の他国に対する武力攻撃が発生し、それが存立危機事態に該当するかどうかは政府が総合的に判断するとされているが、その判断を日本政府が主体的にできるかどうかさえも、実は

極めて疑わしい。「まず、何らかの攻撃が実際にあったのかどうか、次に、あったとしてもそれが一国の国家意思による組織的・計画的な武力攻撃と評価すべきものなのか、さらに、前述したように、当該攻撃に至る経緯中に米国の国際法上議論の余地のある先行的武力行使はなかったのか。情報は挙げて要請国たる米国からの情報によらざるを得ないし、ことは緊急を要する。結局、これら全ての事実判断は要請国の言いなりにならざるを得ないであろう。」（★（東京の）甲B41p13）これは、宮崎礼壹元内閣法制局長官の指摘であるが、内閣の憲法解釈の中心におられた方の指摘として、真に迫った、空恐ろしい話である。結局日本は、アメリカの言いなりに参戦せざるを得ないのである。

2019年6月13日、イラン沖のホルムズ海峡近くで日本の海運会社「国華産業」が運航するタンカーと台湾の石油大手、台湾中油のタンカーが攻撃を受けた事件につき、アメリカのトランプ大統領は、アメリカが検討する有志連合に日本にも参加を求めている。この点についても、日本がアメリカの要請を断ることができずに、有志連合に参加すれば、自衛隊がイランと交戦する最悪の事態も想定される。

このように、新安保法制下においては、日本が戦争に突入する危険が如実に高まっている。

このことが、原告らにいつ戦争が始まるやもしれないという恐怖を与え、生活の平和、ひいては、平穩生活権を侵害していることは明白である。

### **（３）米軍の武器等防護と北朝鮮との軍事的対立による平穩生活権侵害**

#### **ア 米軍の武器等防護等の実施**

改正自衛隊法 95 条の 2 に基づく米軍等の武器等防護は、事実上の集団的自衛権の行使にも及びかねない、極めて危険で憲法違反性の明らかなものであるが、この規定に基づく米軍艦船の防護が、新安保法制法の適用として 2017 年 5 月に実施された。

すなわち、海上自衛隊横須賀基地に配備されている日本最大の護衛艦「いずも」が、同年 5 月 1 日、横須賀基地を出港し、房総半島沖で米海軍貨物弾薬補給艦リチャード・E・バードと合流してその警護を開始し、四国沖に向かった。翌 2 日、護衛艦「さざなみ」が呉基地を出港し、3 日に四国沖で合流して「いずも」とともに同補給艦の警護を開始し、奄美大島付近まで南下したあと、海上自衛隊護衛艦 2 隻はシンガポールへ向かった。米補給艦は、ミサイル発射を続ける北朝鮮に圧力を加えるために日本海に展開していたカールビンソン空母打撃群への補給に向かったとみられる。

この時期は同年 1 月 20 日にトランプ政権が発足した直後であり、北朝鮮は 4 月 25 日に人民軍創設 85 周年記念式典を迎えていて、2 月から 4 月にかけてたて続けに弾道ミサイルの発射を繰り返し、米朝関係の緊張は極度に高まっていた。

その最中の 4 月 29 日、防衛大臣は、上記自衛隊護衛艦に米補給艦の警護実施命令を発し、5 月 1 日から 3 日にかけてこれが実施されたのであった。これは、南スーダン P K O における駆け付け警護等の新任務付与に続く、2 番目の安保法制の適用ということになった。

この米艦防護に先立って、海上自衛隊は、空母カールビンソンと訓練を繰り返していた。3 月にはバシー海峡・沖縄・九州西方海域や東シナ海での共同訓練、4 月 23 日から数日間は東シナ海

を北上しつつ北朝鮮を牽制するとみられる共同訓練を実施した。その上で同月29日、カールビンソン艦隊は対馬海峡を経て日本海に入り、北朝鮮を威圧するための海上行動を展開していたが、「いずも」と「さざなみ」は、そのカールビンソン艦隊に向かう米補給艦の武器等防護をしたのだった。この過程は、日本がアメリカと一体となって北朝鮮に圧力をかけ、対抗していることをあからさまに示すものである。

ちなみに護衛艦「いずも」は空母型に全通甲板としたヘリコプター搭載艦で、その主任務は対潜ヘリ（SH60）を搭載しての対潜水艦戦にある。北朝鮮が米軍に対する攻撃に使用できると思われる艦船は潜水艦だと考えられるから、潜水艦に対する攻撃・防護能力に優れる「いずも」が選択されたと考えられる。米艦が攻撃を受けて自衛艦が反撃する可能性は、実際に起こりうるリスクとして存在していたのである（★（東京の）甲B43p47）。

以上の武器等防護と並行して、海上自衛隊は、2017年4月以降、北朝鮮の弾道ミサイルを警戒・監視する米海軍イージス艦に燃料等を補給している。これは、改正自衛隊法100条の6により米軍に対する物品・役務の提供の範囲が拡大されたことに伴い、日米物品役務相互提供協定（ACSA）が改定され同年4月に発効して実施されたもので、これもまた、新安保法制法の適用の一つである。そして、米軍と一緒に北朝鮮に圧力を加えるという意味でも、上記武器等防護と趣旨を同じくする。しかし政府は、この物品・役務の提供の日時・場所・回数など具体的内容は、自衛隊・米軍の運用の詳細が明らかになるおそれがあるとして明らかにしない。

## イ 北朝鮮に対する軍事的対立の当事者化

自衛隊のこの行動に対し、北朝鮮の受け止め方と反応が、次のように報道されている。「2017年5月2日付の北朝鮮の朝鮮労働党機関誌『労働新聞』は、4月下旬に行われた日本の海上自衛隊の護衛艦と米原子力空母『カール・ビンソン』の共同訓練を批判し、『朝鮮半島で核戦争が起こる場合、最も大きな被害を受けるのは日本だ』と警告した。1日には海自の護衛艦が安全保障関連法に基づいて初めて、『米艦防護』の任務に就いており、日米の連携強化をけん制する狙いがあるとみられる。同紙は、日本が『米軍の兵站基地、発進基地、出撃基地になっている』とし、『日本が真っ先に（核の）放射能の雲で覆われる』と強調した。」（2017年5月3日付け読売新聞）

そもそも北朝鮮をめぐる問題は、朝鮮戦争の休戦として、米韓と北朝鮮の対立であり、本来日本は、その対立当事者ではない。だから、日本の安全のためには、できるだけその対立関係から距離を置くべきことは当然である。ところが新安保法制法の適用としての上記米艦の武器等防護や米艦に対する給油等の活動は、逆にその対立関係に積極的に割り込み、アメリカと一緒に北朝鮮と対立し、日本をして北朝鮮との軍事的対立当事者としての立場を明確にするものにほかならない。

もともと新安保法制法を強行成立させたのも、安倍首相が、朝鮮半島とおぼしきところから戦禍を逃れようとする母子のパネルを繰り返し用いて、この家族の乗った米艦を守れなくてよいのかと国民に迫るところから始まった。それには集団的自衛権を行使することが必要だと、国民感情に訴えたのである。周辺事態法を重要影響事態法に改正して後方支援を拡大したのも、北朝鮮対応の一環であり、武器等防護の条項の新設も同様である。しかし

これを北朝鮮側から見れば、安保法制はまさに、日本がアメリカと一緒にあって、北朝鮮と戦う場合の道具立てを整備したということにほかならない。新安保法制の制定は、日本が北朝鮮と戦う体制をとるという強烈なメッセージであった。

そしてその上記の米補給艦への武器等防護の発動は、かかる新安保法制を現実に適用し、言葉だけではなく実際の行動によって、北朝鮮に対する日米共同の軍事行動をとり、日本が米朝の軍事的対立の一方当事者となることを明確に位置づけたのである。A C S Aによる日米共同の北朝鮮ミサイルの警戒・監視活動もまた、同様である。

#### ウ 日朝の対立関係の深化とその後の推移

その後北朝鮮は、ますますミサイル発射と核実験をエスカレートさせ、2017年7月にはICBM級「火星14」を発射し、さらに、9月3日の第6回核実験を挟んで、8月29日早朝と9月15日早朝にIRBM級（中距離弾道ミサイル）「火星12」を発射し、北海道上空を超えて、それぞれ約2500km及び約3700km飛翔したと推定されている。これは、北朝鮮から約3400kmの位置にあるグアム島が射程範囲にあることを示そうとするものと考えられる。

この時政府は、北海道から長野県にかけての12道県でJアラート（全国瞬時警報システム）を鳴らし、住民に避難を呼びかけた。そして一部の交通機関は運転を見合わせ、学校も一部休校するなどの大騒ぎになり、安倍首相も「これまでにない深刻かつ重大な脅威だ」と危機を強調し、米韓とともに北朝鮮への圧力を強化していく意図を表明した。同年9月28日開会された臨時国会の冒頭で行われた衆議院の解散は、「国難突破解散」と称された。

そして北朝鮮もまた、この時期、例えば9月13日の朝鮮中央放送が「日本列島を核爆弾で海中に沈める」と述べ、10月9日付け労働新聞が「ひとたび朝鮮半島で戦争の火の手が上がれば、日本は絶対無事ではいられない。日本にある米国の侵略基地（複数）はもとより、戦争に動員される日本のあらゆるものが粉々になりかねない」などと、攻撃的言動を繰り返した（2018年版『防衛白書』p64）。

なお、2018年に入って、4月及び5月の金正恩委員長と韓国の文在寅大統領の会談と板門店宣言を経て、6月12日シンガポールでトランプ大統領と金正恩委員長とのトップ会談が実現した。会談に基づく共同声明では、アメリカは北朝鮮に体制の安全の保障を与え、北朝鮮が朝鮮半島の完全な非核化に向け努力することを約束した。しかし非核化の具体策は示されず、アメリカが主張してきた「完全かつ検証可能で不可逆的な非核化」も盛り込まれなかった。その後アメリカは8月の米韓合同演習を中止し、9月の3回目の南北首脳会談などの動きを経て、2019年2月28日にハノイで2回目のトランプ大統領・金正恩委員長の会談が行われたが、非核化と制裁解除に関する合意は得られず、合意文書の作成もできなかった。北朝鮮のミサイル発射・核実験は停止されているものの、今後の進展は見通せていない。

ちなみに、2018年9月発行の防衛白書（p64・65）は、依然として、北朝鮮の軍事的な動きは「我が国の安全に対するこれまでにない重大かつ差し迫った脅威であり、地域及び国際社会の平和と安全を著しく損なうものとなっている」とし、「米朝首脳会談後の現在においても、北朝鮮の核・ミサイルの脅威についての基本的な認識に変化はありません」と記述している。

## エ 武器等防護等の秘密性と危険性

2019年2月27日、政府は2018年1年間に武器等防護を16件実施したと発表した。2017年1年間は2件だったのに比べ、大幅に増加している。

2017年の武器等防護は、共同訓練に関するもの2件で、うち1件は前記の米補給艦に対するものであり、他の1件は米軍航空機に対するものであった。2018年の武器等防護は、共同訓練に関するもの13件（このうち米軍艦艇に対するもの3件、米軍航空機に対するもの10件）のほか、弾道ミサイル警戒を含む情報収集・警戒監視活動に関するもの3件（いずれも米軍艦船に対するもの）とされている。

公表されているのは、これだけの情報に尽きる。それは、前述した「自衛隊法95条の2の運用に関する指針」が、「警護の実施中に特異な事象が発生した場合」にのみ速やかに公表するとしていることによる。そのため、この公表によって「特異な事象」はなかったと推測はできるが、これらの武器等防護が、どんな状況でどんな必要があったから、いかなる艦船や航空機による防護行動がどのようになされたのか、武器を使用する可能性があったのかどうかなど、肝心なところは皆目分からない。2018年に前年より急増している理由も不明である。

自衛隊法100条の6に基づくACSAによる物品・役務の提供の内容も、前記のように明らかにされない。

米国と北朝鮮との緊張関係が極度に強まって、自衛隊が米軍に対していかなる警護・防護をしているのか、国民には知らされない。しかしそこでは、「何らかの侵害が発生する可能性がある」とされて警護命令が発せられ、例えば北朝鮮のミサイル警戒・監

視等を行う米軍の艦船を自衛隊の護衛艦が警護し、そこで何らかの侵害事象が生ずれば自衛官が北朝鮮に対して武器を使用するという事態が、いつ発生するか分からないのである。また、共同訓練中の武器等防護であっても、そこに「何らかの侵害が発生する可能性がある」とされるからこそ警護命令が発せられるのである。

そして「特異な事象」が実際に生じたときは、ようやく国民に知らされるが、そのときはすでに日本は、武力衝突や戦争に突入している可能性が高いのである。

#### オ 小括

以上の通り、自衛隊による米軍の武器等防護の実施等により北朝鮮との軍事的対立・緊張が高まっていることは明白である。

このことにより、原告らは、いつ日本が戦争の当事者になるかもしれないという不安を抱くことを余儀なくされ、平穩生活権が侵害されている。

### **(4) 新安保法制によって進む日本の軍事国家化による平穩生活権侵害**

#### ア 新防衛大綱とその基本的特徴

政府は、2018年12月18日、2013年12月に策定した旧防衛大綱と旧中期防衛力整備計画を改定し、新たな新防衛大綱及び新中期防を閣議決定した。

新防衛大綱は、日本を取り巻く安全保障環境を極めて厳しいものと描き出し、これに対して、宇宙・サイバー・電磁波領域を含む「多次元統合防衛力」の構築を標榜するとともに、かつての専守防衛のための武器・装備の制限を踏み超えて、攻撃的な打撃力を拡大しようとする点で、かつてない特徴をなしている。その端

的な表れが、日本最大の「いずも」級護衛艦の改修による事実上の空母の導入である。

新防衛大綱は、「現在、我が国を取り巻く安全保障環境は、極めて速いスピードで変化している。国際社会のパワーバランスの変化は加速化・複雑化し、既存の秩序をめぐる不確実性は増大している」「格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増している」との情勢認識を述べ、「これまでに直面したことのない安全保障環境の現実」に正面から向き合う必要性を強調し、「防衛力の強化は、格段に速度を増す安全保障環境の変化に対応するために、従来とは抜本的に異なる速度で行わなければならない」と、異常なまでに安全保障上の危機を訴え、迅速な防衛力の強化の必要性を強く打ち出している。

そして、「多次元統合防衛力」構想の中核として、「領域横断作戦」が打ち出されている。「宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域と陸・海・空という従来の領域の組み合わせによる戦闘様相に適応することが死活的に重要になっている」。このため、今後の防衛力については、「全ての領域における能力を有機的に融合し、その相乗効果により全体としての能力を増幅させる領域横断（クロス・ドメイン）作戦により、個別の領域における能力が劣勢である場合にもこれを克服し、我が国の防衛を全うできるものとする必要がある」というもので、「この際、あらゆる分野での陸海空自衛隊の統合を一層推進し、縦割りに陥ることなく、組織及び装備を最適化する」とされている。

また、「有償援助（FMS）調達合理化による米国の高性能の装備品の効率的な取得、日米共同研究・開発等を推進する」として、トランプ政権の「バイ・アメリカン」を大綱上に位置づけ

る。

FMS（有償対外軍事援助）とは、アメリカの武器輸出管理法に基づき、①契約価格、納期は見積りであり、米政府はこれらに拘束されない、②代金は前払い、③米政府は自国の国益により一方的に契約解除できるという不公平な条件を提示し、受け入れる国にのみ武器を提供するというものである。後述のオスプレイ、F35戦闘機、イージス・アショアも、全てこの方式による。

こうして、新防衛大綱を具体化する新中期防は、5年間の防衛力整備計画の実施に必要な防衛費を、2018年度価格で2兆7千4700億円程度を目途とするとしている（旧中期防では2兆4千6700億円とされていた）。

なお、2019年度予算の防衛関係費は、5兆2千574億円となり、第2次安倍政権前の2012年度4兆7千100億円から7年間増大し続け、5500億円近くも増加してきている。

## イ 中国対策を中心に据えていること

新防衛大綱が示す現在の安全保障環境の特徴としては、北朝鮮についても核開発・ミサイル発射等の軍事動向は依然として「我が国の安全に対する重大な差し迫った脅威であり、地域及び国際社会の平和と安全を著しく損なうものとなっている」と位置づけつつ、特に中国の軍事動向を中心に据えたものとなっている。すなわち、「中国は、既存の国際秩序とは相容れない独自の主張に基づき、力を背景とした一方的な現状変更を試みるとともに、東シナ海を始めとする海空域において、軍事活動を拡大・活発化させている」、「中国の軍事動向等については、国防政策や軍事力の不透明性とあいまって、我が国を含む地域と国際社会の安全保障上の強い懸念となって」いるとする。そして、宇宙・サイバー

領域においても、従来の領域においても、その防衛力の強化の主な対象として、中国が念頭に置かれていることが明らかである。現に中国は、新防衛大綱に対して、「中国脅威論をあおっている」として「強烈な不満と反対」を表明し、日本側に「厳正な申し入れをした」としている。

後述する攻撃的装備の導入も、水陸機動団の編成とオスプレイの導入はもちろん、長距離ミサイルの導入やそれを搭載するF35の大量購入、F35Bを搭載する空母の保有等、その対象の中心が中国にあることは明らかであり、イージス・アショアの導入等MDシステムの強化においても北朝鮮ばかりでなく中国が念頭に置かれているとみられる。

#### ウ 日米同盟の強化と新安保法制法の具体化

新防衛大綱はもちろん、日米同盟が我が国の安全保障の基軸であり続けるとする。そしてそのためにも、日本自身の防衛力の強化を、「従来とは抜本的に異なる速度で」行うとし、米軍と自衛隊との関係をさらに緊密化、一体化しようとするのである。

この日米同盟の軍事・防衛協力のあり方は、2015年に改定された新ガイドラインと、その実施法としての新安保法制法によって、従来とは大きく異なるものとして打ち出されている。新防衛大綱は、旧防衛大綱策定時にはまだ存在しなかった新安保法制法と新ガイドラインを実施するために、本来10年をスパンとする防衛大綱の時期を前倒しして改定されたものといえる。

新安保法制法は、従来の憲法9条による軛を解き放ち、自衛隊の、米軍と共にする世界規模の、かつ攻撃的な活動を可能にした。新安保法制法においては、自衛隊の新たな権限と活動には地理的限定はなく、世界中どこでも行うことができる。それは同時に、

自衛隊が、アメリカに対する武力攻撃に対して集団的自衛権を行使し、アメリカの武力行使に対して強力な後方支援をし、あるいはアメリカの武器等防護を行う等、アメリカとの軍事的関係を格段に強めるものとなっている。

そうなることながら、自衛隊の編成や装備・武器等もその活動を可能とするものにしなければならないことになるし、米軍との関係も一層緊密化、一体化していかなければならないことになる。新安保法制法制定前後から顕著に進められるようになった自衛隊の装備の強化・拡充と攻撃的性格の具有はこれを示すものであり、新防衛大綱、新中期防はその現時点での具体化だと言える。そのために、この大綱は、事実上専守防衛を放棄した攻撃的な内容となり、また、日米の軍事的一体化を強力に進めようとするものとなった。

## エ 新防衛大綱・新中期防における攻撃的装備の導入

以下、新防衛大綱及び新中期防において計画されている特徴的な新たな装備の導入とその攻撃的性格を具体的に見ておく。これらによって自衛隊は、日本の領域を防衛するものから、他国の領域を攻撃しうるれっきとした軍隊へと変貌していくことになる。

(以下★(東京の)甲B43 p10～15、p56～57参照)

### (ア) 水陸機動団の編成とオスプレイの導入

尖閣諸島の領有権問題と周辺海域への中国艦船の出没を念頭に、いわゆるグレーゾーン対処の一つとして、「日本版海兵隊」と呼ばれる水陸機動団が、2018年3月佐世保市の陸上自衛隊相浦駐屯地で発足した。米海兵隊は、「殴り込み部隊」ともあだ名される攻撃的性格を有する部隊で、これを模した自衛隊の水陸機動団も、離島を占領された場合を想定してこれを

奪還する機能を有する、敵前上陸の専門的攻撃的部隊である。そして米海兵隊と同じように、部隊を最前線に運ぶ等のためにオスプレイ17機の購入が2015年5月に決定され、2018年度（5機）から順次導入される予定とされている。また、水陸機動団は水陸両用車（AAV7）を52両保有することも予定されている。ただ、米海兵隊のようにこれらの航空機や車両を搭載・運搬する強襲揚陸艦は自衛隊にはなく、その建造の目処も立っていない（新中期防では「新たな艦艇の在り方」が検討課題とされている）。

また、尖閣諸島が中国軍に占領された場合には石垣島や宮古島が占領されることも想定し、陸上自衛隊はこれら両島や奄美大島に地对艦ミサイル基地、地对空ミサイル基地の配備を進めている。

なお、オスプレイという航空機の事故率の高さ、オートローテーション機能がない等の設計上の危険性については、周知のとおりである。

#### **（イ）長距離ミサイルの装備**

新防衛大綱は、「自衛隊員の安全を確保しつつ、我が国への攻撃を効果的に阻止する」ため、「スタンド・オフ防衛能力」の獲得が必要だとし、「島嶼部を含む我が国への侵攻を試みる艦艇や上陸部隊等に対して、脅威圏の外からの対処を行うためのスタンド・オフ火力等の必要な能力を獲得する」と述べ、これを島嶼侵攻への対処の一環として位置づけようとしている。そして新中期防には、「スタンド・オフ・ミサイル（JSM、JASSM及びLRASM）の整備を進めるほか、島嶼防衛用高速滑空弾、新たな島嶼防衛用対艦誘導弾及び極超音速誘導弾

の研究開発を推進する」と記載されている。

そして、2019年度防衛予算についての防衛省による説明書「我が国の防衛と予算（案）—平成31年度予算の概要」には、「スタンド・オフ・ミサイル」について、「我が国への侵攻を試みる艦艇や上陸部隊等に対して、自衛隊員の安全を確保しつつ、侵攻を効果的に阻止するため、相手方の脅威圏の外から対処可能なF-35Aに搭載するスタンド・オフ・ミサイル（JSM）の取得」と記載され、「島嶼防衛用高速滑空弾」については「島嶼防衛のための島嶼間射撃を可能とする、高速で滑空し、目標に命中する」と説明されている。

まず、ここで「スタンド・オフ・ミサイル」と呼ばれているのは長距離巡航ミサイルのことで、「相手方の脅威圏の外から対処可能」とは、安全圏から他国の領土も射程に入れることができるということを意味する。言い換えれば敵地攻撃能力であり、いわゆる「策源地攻撃」を可能とするということにほかならない。これらのミサイルのうち、JSMは射程約500kmであるが、JASSM（ジャズム）とLRASM（ロラズム）は射程約900kmあって日本海上空から北朝鮮のミサイル基地の攻撃ができ、敵基地攻撃を可能とするものである。そしてこれらのミサイルの用途が「島嶼防衛」に限定される理由もない。

これらのミサイルのうち、JSMはステルス性能を有するF35に搭載が予定されている（F35は、次に見るように合計147機保有予定）。また、射程の長いJASSMとLRASMは、現有のF2戦闘機92機と、現有のF15戦闘機201機のうち改修可能な102機に搭載することが予定されてい

る。

また、「島嶼防衛用高速滑空弾」というのは2018年度から研究を開始したもので、高速滑空弾というのはロケットのように打ち上げて、上昇後、切り離された弾頭部がグライダーのように滑空して敵を攻撃するもので、いわば弾道ミサイルと巡航ミサイルを組み合わせたものである。防衛省は、島嶼が占領された場合にそこから離れた宮古島や石垣島などからの発射を想定するというが、この装備の狙いはその程度の範囲では終わらないと思われる。高速滑空ミサイルのロケット部分を大型化し、より長距離のミサイルとして護衛艦から発射すれば、他国の領土を攻撃することも十分可能な敵基地攻撃ミサイルとなる。

#### (ウ) F35の導入など

2018年1月、航空自衛隊初のステルス戦闘機であるF35A1機が、米国での訓練等を経て、三沢基地に配備された。ステルス性を装備した戦闘機は相手のレーダーに捉えにくく、防空網を破って侵入できる敵地攻撃的な能力を持つもので、F4(52機)の後継機として2011年に導入が決定された。日米が同じ機体で編隊を組み、データをリンクして敵地を攻撃する共同作戦も視野に入ってくる。

そして取得するF35の機数はこれまで42機とされ、2018年度以降順次導入が予定されていたが、新防衛大綱を決定したのと同じ同年12月18日の閣議で、将来的にさらに105機を一挙に追加して合計147機を取得する方針が了解された(この追加105機は、F15現有機数201機のうちミサイル搭載等近代化改修が不能な初期モデル99機に代わる

ものと予定されている)。また、次に述べる「いずも」型護衛艦に搭載する等のため、取得するF35のうち42機は短距離離陸・垂直着陸が可能なSTOVL機であるF35Bとすることが予定されている。そして新中期防の5年間では、F35を45機導入するが、そのうち18機についてSTOVL機F35Bとすることとされている。

このようにして、将来的には、F35（合計147機。うちF35Bが42機）にJSMを搭載し、F2（92機）と改修後のF15（102機）にJASSMとLRASMを搭載する計画となる。そして留意すべきなのは、これまでの航空自衛隊の戦闘機F2、F4、F15は日本の領域の防空のための機能にとどまっていたのが、上記の機種変更や改修とミサイル搭載によって、空中戦ばかりでなく敵地を攻撃する機能を有する戦闘攻撃機の実態を持つことになる点である。これは、専守防衛から敵地攻撃への防衛政策の変更の、航空機における現れといえる。

なお、F35の調達方法は有償対外軍事援助（FMS）方式であり、前記のように取得価格がアメリカの判断で一方向的につり上げられてしまう等の問題がある。F35Aは選定段階で1機89億円の価格が示されていたにもかかわらず、2019年度予算では6機681億円と計上されており、上記追加取得105機の総額は少なくとも1兆2000億円にのぼる見通しとされている。

#### **(エ) 空母の保有へ**

新防衛大綱にはとうとう、日本最大の「いずも」級護衛艦（へり空母）の戦闘機用空母への改修が取り込まれた。「柔軟な運

用が可能な短距離離陸・垂直着陸（STOVL）機を含む戦闘機体系の構築等により、特に、広大な空域を有する一方で飛行場が少ない我が国太平洋側を始め、空における対処能力を強化する。……戦闘機の運用の柔軟性を更に向上させるため、必要な場合には現有の艦艇からのSTOVL機の運用を可能とするよう、必要な措置を講ずる」というものである。そして新中期防には、より具体的に、STOVL機を新たに導入すること、多機能ヘリコプター搭載護衛艦（「いずも」型）の改修を行うことが明記され、念のためか、これは「多機能の護衛艦」であり、「憲法上保持し得ない装備品に関する従来の政府見解には何らの変更もない」と述べられている。

「いずも」は、艦橋を右舷に寄せて甲板が平らな全通甲板とした、全長248mの広大なヘリコプター搭載艦で、その主任務は対潜水艦戦にあり、最大14機の対潜ヘリSH60を搭載し、そのうち5機を同時に離発着させることができる。同型にもう1隻、「かが」がある。これらにSTOVL機F35Bを搭載しようとする場合、離着艦する際高温の噴射熱を出すことから、甲板の補強が必要であるが、その改修によって10機ほどのF35Bを搭載する戦闘機用空母としての運用が可能となる。

そして上記のとおり、新防衛大綱を決定したのと同じ12月18日の閣議で、将来的にF35を105機追加して合計147機を取得する方針が了解され、新中期防において5年間に取得する45機のうち18機はF35Bとすることとされた。こうして保有する事実上の空母は「多用途運用護衛艦」と呼ばれることになったが、日本がとうとう戦闘機搭載空母を保有する

という状況が到来することになる。なお、その活用方法としては、自衛隊機 F 3 5 B の搭載のほか、米海兵隊の F 3 5 B を搭載して日米共同運用を行うことも考えられるし、従来どおり対潜水艦戦のために S H 6 0 を搭載する方法、オスプレイ等を混載する方法なども可能な選択肢となり得る。実際に、米海兵隊トップのバーガー総司令官は、本年 8 月 2 1 日等挙都内で記者会見し、海兵隊の F 3 5 B ステルス戦闘機による海上自衛隊の「いずも」型護衛艦の使用をめぐり、日本側と話し合ったと表明し、攻撃型空母に回収した「いずも」型から海兵隊の F 3 5 B が発着できるようにするのが「最終目標だ」と語り、米軍による使用の可能性を明言した（19 年 8 月 2 2 日付赤旗日刊紙 1 面）。

このような空母を、なぜ自衛隊が保有する目的については、当面の最大の理由は中国の軍事力の強化に対抗して沖縄の離島防衛を強化するためと考えられるが、それにとどまらず、いずれ、米海軍が「航行の自由作戦」を展開する南シナ海に空母に改修された「いずも」や「かが」が出動する可能性は否定できないとみられる。少なくとも中国はその脅威を感じる可能性は否定できず、これにより南シナ海の緊張を高める懸念材料になる。

#### （オ） イージス・アショアの導入

2017 年 12 月、政府はイージス・アショアを 2 基導入することを決定し、2018 年度予算に基本設計、地質測量調査等の経費約 7 億円が計上された。そして新防衛大綱は「総合ミサイル防空能力」について多数の複合的な経空脅威にも同時対処できる能力の強化や日米同盟全体の抑止力の強化を唱い、これを受けた新中期防は「弾道ミサイル攻撃に対し、我が国全体

を多層的かつ常時持続的に防護する態勢の強化に向け、陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）を整備する」とした。運用開始は2025年とされる。

そして2019年度予算案には、関連経費を含めて1757億円が計上された。しかしこれは取得経費の一部であり、防衛省の予算案説明書ではイージス・アショア本体の取得経費は1基当たり1202億円（2基で2404億円）とされている。また、2018年7月30日の「陸上配備型イージス・システムの構成品選定結果について」という文書では、1基で1340億円とされ、取得経費のほかに教育訓練経費、維持・運営経費を含む総経費は2基で4664億円になるとされている。

イージス・アショアは、イージス艦と同様、弾道ミサイルをミッドコース段階で迎撃しようとするものである。日本は現在、MD能力を備えたイージス艦を5隻保有し、2020年度までにこれを8隻に増加する計画を進めている。これによって日本全域をカバーして防護できるとみられるが、その上でなおかつ巨額の費用を要するイージス・アショアが必要な理由について、明確な説明はない。

イージス・アショアを導入しようというのは、世界でも日本以外にない（ルーマニアに置かれたイージス・アショアはNATO軍のメンバーである米軍が配備している）。そして、イージス・アショアがどれほどの迎撃能力があるのかも未知数である。さらに、イージス・アショアは、現在、秋田市新屋演習場と山口県萩市むつみ演習場に設置する方針が示されているが、いずれも住宅地に近く、強力な電磁波を発するため、住民の健康への影響が危惧されている。

## オ 中国との緊張が高まることによる平穩生活権侵害

以上に見てきたように、日本は、新安保法制法の制定を大きな契機として、その前後から中国との対立関係を強め、中国に対抗するものとして自衛隊の編成、装備、武器等の強化拡大を急速に推し進めてきた。それはまた、中国の側の対抗政策を誘発し、その相乗効果としてさらに緊張関係が高まる悪循環に陥っている。

このような緊張にさらされることこそ、戦争のリスクを高め、原告らの平穩生活権を侵害するものである。

## 第8 終わりに

以上詳述してきたように、本件安保法制及びこれに基づく一連の軍事行動により、原告らはさまざまに人格権を侵害されている。

三権分立の制度下では、原告ら国民・市民は三権の最後に残った司法にその救済を求めるしかない。新安保法制法の立法過程及びその後の施行において、立法府も行政府も、多くの国民・市民の連日にわたる反対の言動をすべて無視し、ほとんどの憲法学者の違憲であるとの意見も無視し、あらゆる良識ある人々の言葉にも全く聞く耳を持たなかった。原告らに残された選択肢は、司法での救済を求めることしかない。

そして、各原告らの個別的な被害は原告ら準備書面（2）において、類型に分けて整理している。

原告らの人格権侵害は、学説によっても判例によっても不法行為として損害賠償されるべきである。原告にはならなかった多くの国民・市民も民主主義の最後の砦としての裁判所に期待を寄せている。裁判所の任務は、国民・市民らの権利救済にあるのであるから、その任務

を果たされることを強く望む。多くの国民・市民がこの国に生きること  
に希望を見出せるようにと、裁判所の決断を多くの国民・市民が期待  
して見守っている。裁判所におかれては、ぜひこの期待に応えてほ  
しいと切望する次第である。

以上